【別紙４】

○　株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成二十年財務金融庁経済産業省告示第二号）

改　正　案	現　　行
（信用保証協会等により保証されたエクスポージャー） 第五十一条　（略） ２　前項の規定にかかわらず、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第四項に規定する特定中小企業者に対する同法第十二条に規定する経営安定関連保証（信用保証協会（第一条第三十一号リに規定する信用保証協会をいう。）により債務の全額が保証されたものに限る。）であって国により当該保証に係る必要な財政上の措置が講じられているものその他これに類する保証に係るエクスポージャーのリスク・ウエイトは、零パーセントとする。 ３　前二項に規定する保証については、第百五条及び第百十条の規定は適用しないものとする。	（信用保証協会等により保証されたエクスポージャー） 第五十一条　（略） （新設） ２　前項に規定する保証については、第百五条及び第百十条の規定は適用しないものとする。